

住民税申告と 確定申告のお知らせ

平成十九年二月十六日（金）

から平成十八年分の所得税確定申告の受付が始まります。これにともない西栗倉村でも住民税（村県民税）・国民健康保険税の納税相談と申告書の受付を行いますので、次のとおり事前準備を進めてください。また、これまで、役場の方で収集させていただいておりました農業所得や保険金受取等の資料については、個人情報保護の観点から本人以外の請求が難しくなっています。各自がそれぞれ把握して申告してください。

《準備していただくこと》

★給与、賃金、報酬などの

給与支払報告書（源泉徴収票）

《本人交付用》を確認してください。

給与、賃金、報酬などの支払を受けているのに、受け取っていないかったり、受け取ったが紛失した場合は、必ず仕事先へ請求してください。アルバイト、内職等も同様です。

★年金受給者の方は、社会保険庁等から送られてくる年金支払報告書（源泉徴収票）等のお知らせのはがきや、通知書を確認してください。紛失した場合は、年金支払先に再交付の請求をしてください。

★生命保険・個人年金保険・損害保険等の控除証明書を準備してください。

★農業所得申告に係る出荷の明細書や領収書等を収入支出の項目ごとに分けて帳面に記載してください。

★医療費控除に使用される領収書を個人ごとに集計してください。

★住宅借入金等特別控除を新たに受けられる人は、登記簿謄本・請負（売買）契約書・住宅取得にかかる借入金の年末残高証明書・住民票の写しなどが必要です。

2年目以降の方は、税務署から届く住宅借入金特別控除申告書と借入金の年末残高証明書の両方が必要です。

★山林所得・土地や建物を売られた方は、売買契約書又は、明細書が必要になります。

このほかにも、それぞれ申告

事例により必要書類がありますので、詳しくは、津山税務署又は、役場までお問い合わせください。

インターネットでもいろいろな情報が配信されています。是非御活用ください。

日程など詳細については
広報2月号でお知らせいたします。

【お問い合わせ先】

《所得税・消費税・贈与税などの国税について》

◎津山市田町六七 津山税務署

電話（0868）22-3147代表（午前9時～午後5時まで）

・インターネットホームページ・

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp/>

国税庁タックスアンサー（税務相談室）

<http://www.taxanswer.nta.go.jp/>

《住民税について》

◎役場総務企画課 電話 79-2111

《国民健康保険税》

◎役場保健福祉課 電話 79-7100



今年からはうっけに済んだ！

イータス ペンキ

自宅でパソコンで税務士事務所
どこでも申告・納税
e-Tax
税務署・市役所・税務センター

e-Tax利用の申告書データは、
「確定申告書作成コーナー」でも作成できます。

さあ、あなたもe-Taxで！ www.nta.go.jp

確定申告	所得税・給与税・事業税・住民税 3/15(木)まで	個人事業者の消費税・地方消費税 4/2(月)まで
------	------------------------------	-----------------------------

平成18年分の確定申告で初めてe-Taxをご利用される方へ
e-Taxをご利用される場合は事前準備が必要です。お早めに、開始届出書をご提出ください。

所帰税の申告に利用する場合 2月中旬ごろまで。
消費税の申告に利用する場合 3月上旬ごろまで。

◎税務署・税務センター・税務サービスセンター・市役所・市税課・市税相談室・市税相談センター